法　律

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の七」に、「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に、「第四十八条」を「第五十二条」に、「第四十九条」を「第五十三条」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

十　総所得金額　所得税法第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。

第二条第三項第三号中「第十四条」の下に「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第五項」を加え、同項第三十三号及び第三十四号を削り、同項第三十二号を同項第三十六号とし、同項第三十一号を削り、同項第三十号を同項第三十五号とし、同項第二十九号を削り、同項第二十八号を同項第三十四号とし、同項第二十七号を同項第三十三号とし、同項第二十二号から第二十六号までを削り、同項第二十一号を同項第三十二号とし、同項第二十号を同項第三十一号とし、同項第十九号を同項第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九　青色申告書　法人税法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。

三十　国内　法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

第二条第三項第十八号を同項第十九号とし、同号の次に次の八号を加える。

二十　適格現物分配　法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

二十一　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

二十二　分割法人　法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

二十三　現物出資法人　法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

二十四　現物分配法人　法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。

二十五　損金経理　法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。

二十六　適格分割型分割　法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。

二十七　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条第三項第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

十二　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

十三　連結確定申告書　法人税法第二条第三十一号に規定する連結確定申告書をいう。

十四　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

十五　連結法人　法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

十六　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

十七　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

第二条第四項に次の一号を加える。

三　酒類　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

第四条第一項中「支出で政令で定めるもの」の下に「（以下この項において「災害関連支出」という。）」を加え、「については」を「」がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分で当該損失対象金額が生じた年分」を加え、「同年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改める。

第六条第一項中「支出で政令で定めるもの」の下に「（以下この条において「災害関連支出」という。）」を加え、「については」を「」がある場合には、棚卸資産震災損失額（災害関連支出がある場合には、第五項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日（次項から第四項までにおいて「申告書等提出日」という。）の前日までに支出したものに限る。以下この項において「棚卸資産損失対象額」という。）について」に、「当該棚卸資産震災損失額」を「当該棚卸資産損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分で当該棚卸資産損失対象額が生じた年分」を加え、「同年に」を「当該棚卸資産損失対象額が生じた年に」に改め、同条第二項中「やむを得ない支出で政令で定めるもの」を「災害関連支出」に、「」については」を「」がある場合には、固定資産震災損失額（災害関連支出がある場合には、申告書等提出日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「固定資産損失対象額」という。）について」に、「当該固定資産震災損失額」を「当該固定資産損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分で当該固定資産損失対象額が生じた年分」を加え、「同年」を「当該固定資産損失対象額が生じた年」に改め、同条第三項中「やむを得ない支出で政令で定めるもの」を「災害関連支出」に、「」については」を「」がある場合には、山林震災損失額（災害関連支出がある場合には、申告書等提出日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「山林損失対象額」という。）について」に、「当該山林損失対象額」を「当該山林損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分で当該山林損失対象額が生じた年分」を加え、「同年」を「当該山林損失対象額が生じた年」に改める。

第八条第二項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第九条中「前条」を「第七条」に改める。

第十条の次に次の四条を加える。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二　次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（第三項及び第十一項において「供用年」という。）における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。